

学校法人新潟科学技術学園物品等検収センター要綱

制 定 平成 19 年 5 月 9 日

最新改正 平成 27 年 5 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校法人新潟科学技術学園（以下「学園」という。）が設置する新潟薬科大学、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校における公的研究費を財源とする固定資産、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に係る納品のための検査（以下「検査」という。）を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人等の公的機関から交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等をいう。

(組織)

第 3 条 物品等検収センター（以下「センター」という。）は、学園法人本部事務局財務部に置く。

2 センターは、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) センター長

(2) センター職員

3 センター長は、財務部長をもって充て、センターの業務を総括する。

4 センター職員は、次の各号に掲げる者をもって充て、検査業務を行う。

(1) 新潟薬科大学 基盤整備課職員

(2) 新潟工業短期大学 新潟地区合同事務部職員

(3) 新潟医療技術専門学校 新潟地区合同事務部職員

(検査)

第 4 条 センター職員は、次の各号に掲げるところにより検査を行う。

(1) 発注書に基づき、現品を確認すること。ただし、現品を確認できない特殊な役務等の納入事実の確認は、作業報告書、成果物等で確認を行う。

(2) 前号の結果が適正な場合は、納品書又は請求書に検査印を押印又は自署及び検査日の記載を行うこと。

(3) 検査の結果について、必要に応じてセンター長に報告すること。

(4) その他センター長の定める職務を行うこと。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 9 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 20 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。